平成２８年（フ）第２６１号
愛知県一宮市森本５丁目10番11号グランチェスタＳＯＵＴＨⅡ202号
破産者　株式会社アップハウス
1　決定年月日　平成29年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第４８号
山口市大内矢田北５丁目５番３号
破産者　黒崎多加子
1　決定年月日　平成29年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第４９号
山口市大内矢田北５丁目５番３号
破産者　黒崎　博文
1　決定年月日　平成29年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第４４１号
福岡市博多区博多駅前３丁目19番14号
破産者　株式会社クレイン
1　決定年月日　平成29年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第３８２号
横浜市青葉区荏田西１丁目12番地５―202
破産者　有限会社ナック・ケイネットワークス
1　決定年月日　平成29年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４３０号
横浜市港南区下永谷５丁目５番１号
破産者　エム・エー企画有限会社
1　決定年月日　平成29年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第５２９号
横浜市都筑区高山17―14パレス小野304号
破産者　株式会社カインドインタービジネスサポートサービス
1　決定年月日　平成29年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第５７８号
静岡市葵区紺屋町８番地の13
破産者　株式会社井越
1　決定年月日　平成29年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続終結

平成２８年（フ）第８６４６号
東京都板橋区双葉町15番13号
破産者　株式会社ファーマメディックス
1　決定年月日　平成29年６月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２２６号
栃木県鹿沼市玉田町595番地
破産者　藤田　義明
1　決定年月日　平成29年６月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第２３５号
栃木県足利市利保町１丁目52番地６
破産者　吉田　茂隆
1　決定年月日　平成29年６月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第３３４号
栃木県宇都宮市西川田町969番地31
破産者　江面　喬史
1　決定年月日　平成29年６月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第４７７号
栃木県宇都宮市今泉４丁目12番１号
破産者　小林　洋一
1　決定年月日　平成29年６月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第４７８号
栃木県宇都宮市今泉４丁目12番１号
破産者　小林　隆子
1　決定年月日　平成29年６月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第５６号
栃木県宇都宮市中戸祭１丁目９番30号　グランビューパーシモン301、前住所栃木県宇都宮市インターパーク１丁目６番地３　フォリーベルジェールⅡ101
破産者　大関　良夫
1　決定年月日　平成29年６月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第７８４号
埼玉県川口市領家３丁目７番８号
破産者　三起印刷株式会社
1　決定年月日　平成29年６月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第４４７号
千葉県松戸市千駄堀1500番地の13　平和マンション102号
破産者　木村　好明
1　決定年月日　平成29年６月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第６３５号
千葉県我孫子市白山２丁目８番15号
破産者　株式会社ポプラ
1　決定年月日　平成29年６月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第６３６号
千葉県我孫子市白山２丁目８番15号
破産者　渡邉　良廣
1　決定年月日　平成29年６月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第９号
千葉県流山市江戸川台西２丁目151番地
破産者　株式会社テクノクリエート
1　決定年月日　平成29年６月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所松戸支部民事部